

【研究ノート】

環境経営の制度派アプローチに関する理論的検討

石黒 督朗*、高橋 勅徳**

Abstract

Recent year, Environmental problems provide new business chances and many corporation launches eco business. However, previous researches about eco management didn't analysis these practices about eco management. Then, this paper discussions a new approach of new wave eco management.

This paper is constructed three sections. Firstly, we analysis CSR (corporate social responsibility) theory and stake holder approach of eco management. Secondly, we analysis economical approach of eco management. Thirdly, we analysis institutional approach of eco management. To clarifies contributions and limitations of these researches, we considers new approach of new wave eco management.

1. はじめに

1970年代以後、環境破壊が社会問題化していく中で、その最大の原因と見なされた企業は、環境問題への対処を求められるようになった。企業の自由な営利活動の結果、そこから得られる公益を超える環境破壊を産むのであれば、企業はその活動を自己規制する義務が生じる。その義務を果たした上で、企業の営利活動と環境問題解決の両立を図ることが、環境経営という議論が持つ根源的な問題意識であると考えられる。

このような問題意識の下、環境経営に関する研究は、環境問題への対処を企業の社会的責任と位置づける「環境経営のCSR論」や、企業に対してCSRの遵守を促すNPO／NGOに着目した「環境経営のステークホルダーアプローチ」、更には環境問題への対処と企業の営利活動が両立する条件を、適切な法規制の策定に求める「環境経営の経済学的アプローチ」といった研究群が、これまで蓄積されてきた。これらの研究に共通するのは、企業の自由な営利活動が環境破壊の源泉であり、(適切な)法制度やNPOがその活動を規

* 滋賀大学 大学院経済学研究科 博士前期課程

** 首都大学東京 大学院社会科学研究所経営学専攻 准教授

制するという視座に立っている点である。

しかし、近年の環境経営に関する諸活動を概観する限り、これらの先行研究では解き明かせない環境経営が、企業によって実践されていることに気付かされる。例えば、2009年に我が国で実施されたエコカー減税は、各自動車メーカーがハイブリッド自動車の市場投入を活発化していっただけでなく、電気自動車普及の途を切り開くなど、低燃費・低公害自動車の市場を開拓することに繋がっている。ここに見られるのは、環境問題の解決に向けて何らかの手段によって企業活動が適切に規制されるのではなく、環境問題の下で、企業が政府や消費者の動向を計算に入れた上で、戦略を立て組織を作り上げる「新たな環境経営」のあり方である。

このような「新たな環境経営」を解き明かすためには、これまで蓄積されてきた環境経営に関する議論の限界を踏まえた上で、新たな理論的視座に立つ必要がある。そこで本論文は、先行研究を紐解きながら、「新たな環境経営」を捉える理論的視座を模索していきたい。具体的には、第2節において、環境問題と経営学が接続され、環境経営のCSR論とその具体的な分析視角である環境経営のステークホルダーアプローチが成立した背景を概観し、その理論的限界を指摘する。第3節では、環境問題への対処を企業の競争優位の源泉と捉え直すPorter仮説を起点に、制約条件である法規制の策定プロセスを、企業-政府間の合意形成プロセスに求めた環境経営の経済学的アプローチの限界について明らかにする。最後に第4節では、先行研究の限界を踏まえた上で、「新たな環境経営」を捉える環境経営の制度派アプローチを検討する。

2. 環境問題のCSR論／ステークホルダーアプローチ

我が国において、最も早く環境問題と経営学が接続した領域はCSR（Corporate Social Responsibility）論であった。ここで注意せねばならないのは、もともとCSR論が、1920年代に米国で、巨大化した企業が、大衆からの非難を回避しつつ営利活動を持続させるため、その営利活動の遂行について、正統性を獲得する必要性を指摘した議論であったことである（Mitchell, 1989）。端的に言えば、巨大企業が利益を獲得するために行う全ての活動を、企業の社会的責任の名の下で正統化する論理としてCSR論は登場した¹。

しかし、企業の自由な営利活動を正統化する論理としてのCSR論は、1970年代に企業活動の抑制の論理として転換していくことになる。その嚆矢となったのが、カーソン(1962)の『沈黙の春』である。この『沈黙の春』は、生物学を専門とするカーソンによって、研究者としての立場から、農作物の害虫駆除に使用されてきたDDTが、農地周辺の鳥類、昆虫類、魚類に与える悪影響について叙述された著作であった。この『沈黙の春』を、今日の意味での環境経営のCSR論へと結びつけたのは、第二次世界大戦後の赤狩り（レッ

ドパーズ)の後、発言する場を失っていた左翼運動家であった (Lounsbury et al., 2003, p.15)。共産主義を信奉する彼らにとって、営利を追求する企業はまさに格好の標的であった。つまり、『沈黙の春』の出版により、CSR論は左翼運動家が環境保護活動を展開する環境保護活動家として、直接企業を糾弾していく機会を与えたのである。

この、環境保護活動家達がかつたらした最大の成果とされるのが、1992年にブラジル・リオデジャネイロで開催された地球環境サミット²において採択された、「持続可能な開発³」というスローガンであった。この地球サミットが開催されるに至るプロセスは、それまでのどの国連会議と比べてもより広範でしかも多様な、(環境保護活動家を含む)社会運動家が率いる、NPO / NGOが関わっている⁴。これは、1990年8月にケニアのナイロビで開かれた第一回準備会合において、その参加資格として、「会議で取り上げる課題に関して能力を有し、かつ適切な団体」というきわめて幅広い規定がなされたことに起因する(松下2000)。その後、この環境サミットで採択された「アジェンダ21」⁵の第三部では、「NGO、地方政府など主たるグループの役割の強化」が明記されており、持続可能な開発の担い手としてNPO / NGOの参加が、国連の名の下で求められることになった。この、1993年の地球環境サミットに貢献したNGO・NPOは、その後の国際人口開発会議(IPPF)⁶、社会開発サミット、世界女性会議などの国際の場で様々な問題に対して活動するようになり、企業経営に対する影響力を獲得していくことに繋がった。

このように、顧客や取引先、株主とは異なる、企業の営利活動を左右する新たな存在として登場したNPO / NGOを捉える分析視角として、環境経営のCSR論において提示されたのがステークホルダーアプローチである。ステークホルダーとは、「組織の使命・目標の達成に影響を及ぼすことができるか、もしくは、そこから影響を受ける集団や個人(Freeman, 1984, p.46)」と定義される。すなわち、狭義のステークホルダーとは、企業が事業を営む上で構築する他者との協調関係である。

Mitchell (1989) が指摘するように、CSR論とは拡大する企業の営利活動を正統化することで、企業が長期的に利益を追求していくために展開された議論であった。しかし、社会問題が周知の事実になるにつれ、企業のCSRが重要視され、株主にも社会的責任が問われるようになった。そのため、1970年代以後⁷、CSR遵守は株主の投資基準に影響するようになり、企業の業績を脅かすものになってしまった(加賀田, 2006)。これを境に企業のCSR論は、社会的責任を企業に要請する、抑制の論理へと変化する。この抑制の論理の下で、ステークホルダー論は企業活動を抑制する利害関係者の視点を重視し、相互に信頼関係を構築することで危機を回避することを目指す議論であった。必然的に、環境経営におけるステークホルダーアプローチは、企業の社会的責任を喚起し、その遵守を促すNPO / NGOを中心に据えて分析がなされることになる(加賀田, 2008; 高岡・谷口, 2004)。

実際、1992年の地球環境サミット以後、環境問題や人権問題といった社会的問題を掲げ

る NGO / NPO がステークホルダーとしての立場を獲得していった。例えば CEP (Council on Economic Priorities) ⁸ や ICCR (Interfaith Center on Corporate Responsibility) ⁹ は、環境保護に関する企業評価の格付け団体を組織し、企業の業績を左右している (高岡, 1996)。他方で Coop-America ¹⁰ のような企業に対して敵対行動をとる NPO / NGO は、消費者に対して不買運動などを展開している (Bliss, 2002, p.254)。このような NPO / NGO は、環境問題という現実に対して、消費者に対しては購買活動の自主規制を、企業に対しては環境に悪影響を与える営利活動の自粛を求める、ステークホルダーとしての立場を得ているのである (図 1)

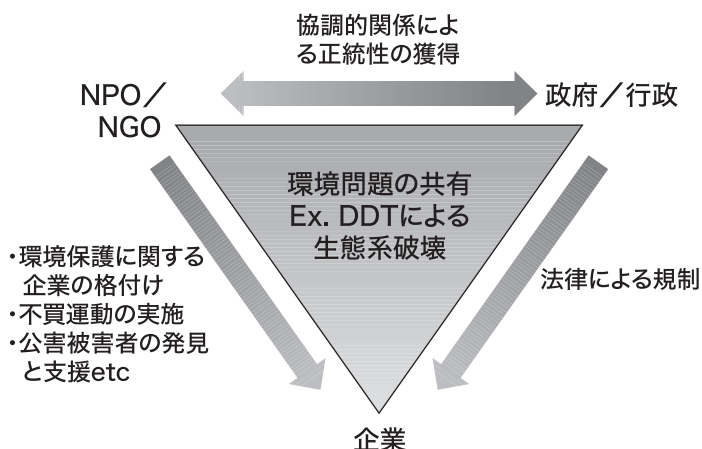


図 1 環境経営の CSR 論 / ステークホルダーアプローチ

それでは、いかにして、NPO / NGO は、ステークホルダーとしての立場を獲得し得たのだろうか。小山はこの問いに対して、NPO / NGO の台頭を、「①環境問題という問題(issue)が社会で共有され」、「②国連への参加や法の整備という形で彼らの活動に正統性が付与される」ことで、「③ NPO / NGO が社会の内に存在範囲を獲得」していくプロセスであったと指摘する (小山, 2003, p.23)。この小山 (2003) の主張は、企業の営利活動の正統化に着目した CSR 論の視問題意識からすると、一見納得的である。しかし、「問題の共有」と「正統性の付与」との間で矛盾が生じている。

そもそも、小山が言うように環境問題が問題として共有されているのであれば、NPO / NGO の活動が公的機関や法によって「正統化」される必要性は無い。極言すれば、社会がそのような状態にあるならば、環境問題を共有した企業と消費者との二者関係において「持続可能な開発」に向けた活動と環境問題の解決が可能であり、NPO / NGO がステークホルダーとして強力な立場を獲得するに至る根拠が無くなってしまふからである。

他方で、NPO / NGO の活動に「正統性が付与されることによって、社会の内に「存在範囲」を獲得する」とする一節には、環境経営のステークホルダー論の持つ、独自の知見

が潜在していると本論文では考える。本節で既に指摘しているように、今日的な意味での環境経営は、1970年代の米国で、環境保護活動家に転身した左翼運動家によって展開された。この時代の左翼運動家達は、反企業という資本主義社会の根幹を揺るがす理念を信奉しているが故に、社会の内に「存在範囲」を獲得し得なかった。それゆえ、彼らは「環境問題」の解決を目的として掲げるNPO／NGOを組織することで、正統性を獲得し、社会の内に「存在範囲」を獲得していく必要に迫られていたのである。

このように、環境経営のステークホルダーアプローチは、環境経営のCSR論の延長線上にある企業の営利活動を抑制する論理ではなく、環境保護活動家の「存在範囲」の獲得を捉えるための、NPO／NGOの生き残りを問う論理と捉え直すことができる。そのとき、我々が着目すべきは、NPO／NGOが如何に他のステークホルダーと関係を取り結び、社会の内に「存在範囲」を確保していくことで、「環境問題」の解決という目的を達成していくプロセスであると考えられる。ここで築かれる関係とは、敵対的關係とは限らない。環境保護活動を展開するNPO／NGOは、生き残るためには、(環境問題の根源として)敵対的であれ、(環境運動のスポンサーとして)協調的であれ、企業の存在を必要とする。同時に企業の側も、CSRの遵守が求められる環境問題という現実の下では、NPO／NGOと何らかの関係を結び、企業の存続を図る必要がある。

こう考えたとき、環境経営におけるCSR論／ステークホルダー論の抱える最大の問題点は、環境問題を解決するために、企業の営利活動をいかに規制するのかという抑制の論理の下で、NPO／NGOが存在範囲を獲得するプロセスを捉えてきたことである。このような前提を置くが故に、環境経営のCSR論／ステークホルダー論では、企業の社会的責任の名の下で活動するNPO／NGOと消費者、政府・行政が協調的關係を結び、ステークホルダーとして企業の営利活動を抑制するという、規範的なプロセスが記述されることになる。それ故、環境経営のCSR論／ステークホルダー論は、NPO／NGOが「存在範囲」を獲得するために、時には企業と協調的關係を求めるような、近年の環境経営における実践を十分に捉えることができないのである。

3. Porter 仮説と「新たな環境経営」

前節で指摘しているように、環境経営のCSR論／ステークホルダーアプローチは、企業の営利活動を抑制することが、環境問題の解決に繋がることを前提として展開されてきた。それゆえ、その分析の対象は、NPO／NGOに限定され、企業はNPO／NGOと敵対し、その営利活動を抑制される存在として位置づけられてきた。しかしながらNPO／NGOが「存在範囲」の確立に向け、時には企業と協調的關係を取り結び「環境経営」という現象を構築するという、近年の企業の環境経営への取り組みは、環境経営のCSR論／ステー

クホルダーアプローチの視座の下では、十分に捉えることができない。

それでは、1970年代以後に成立した「環境問題」に対して、企業はどのように対処してきたのだろうか。前節で検討した環境経営のCSR論／ステークホルダーアプローチは、「環境問題」という社会的問題に対して、「持続可能な開発」の名の下で、NPO／NGOが消費者に環境問題を啓蒙し、社会的責任の名の下で企業に対して営利活動の自己規制を求めるものであった（図1）。この図式の下で、NPO／NGOは、企業に対して環境問題への対処を誤れば倒産、適切にCSRを果たしても競争優位の源泉を手放すことを迫るという、難問を突きつける、ステークホルダーとしての立場を確立することに成功した。

他方で、このような図式の成立は、表向きはCSRを遵守しつつ、法規制とNPO／NGOの監視の目を潜り抜け営利を追求するという、企業の実践を導くことになった。例えば日本における戦後の公害問題、企業不祥事を分析した平田（2003）は、高度経済成長期とそれ以後の公害問題、企業不祥事に以下のような質的な違いがあると指摘する。高度経済成長期におけるこのような企業が引き起こした問題は、あくまで通常の企業行動の結果として発生してしまったもので、意図的に引き起こしたものではなかった。これに対して高度経済成長期以降の問題は、最初から企業がそれを反社会的行為と知っていながら、自らが利益を得るための引き起こしたものである。そもそも、CSRが日本で活発に議論されるようになってきたのは、高度経済成長期の公害問題以降である。これを契機として企業に対する監視の強化、規制の強化が起り、企業は大きな負担を抱え、それは自らの利益を減少させるものとなった。このような状況におかれた企業は、なんとか監視の目をくぐりぬけ利益を得ようと、意図的に反社会的行為を行うことで不正に利益を得ようとした。これが高度経済成長期以降の公害問題、企業不祥事である。このような企業の実践は、「企業不祥事」という次なる問題を生み、NPO／NGOに新たな活動の場を与える。つまり、環境経営のCSR論／ステークホルダーアプローチにおいて形成された三角形の図式（図1）は、無限にNPO／NGOが企業の自己規制を迫る、負のスパイラルを導いたのである。

この負のスパイラルを止めるためには、NPO／NGOと企業の敵対的關係を導く図式を変えねばならない。その嚆矢となったのが、Porter（1991）が科学雑誌Scientific

Americanに発表した短いエッセイ「米国の環境戦略（原題：America's Green Strategy）」であった。ここで彼は、「経済競争力と環境対策は相互に補完し合う関係にあり、環境規制の強化は、短期的にはコストを増大させ、競争力を低下させる要因となるが、長期的には環境汚染を減らすのみならず、コストを低下させ、技術革新を促し、製品の質を高め、結果的に国際市場における競争上の優位性の獲得につなげることができる（Porter, 1991, p.168）」と指摘した。さらに、Porter and Linde（1995a）では、「環境保護はコストであるが、技術、製品、プロセス、ニーズなどすべては変化するものである。環境に対する付加の少ない高度な資源生産性を実現すればそれは競争力につながる。環境保護は

決してコストのみに直結するのではなく、競争力を生み出す (pp. 97-118)」と指摘する。これは、企業が環境問題への対処を迫られることで、一方で生産技術イノベーションによってもたらされるコスト削減が実現し、他方で製品開発イノベーションによる商品価値の向上によってもたらされる市場競争力の向上という、2つのシナジー効果が企業の市場競争力を確立するというものである。この Porter (1991) のエッセイは、後に Porter 仮説と呼ばれ、「持続可能な開発」の背後理論として機能することになる。

この Porter 仮説に基づき、様々な実証研究が試みられた結果、環境経営の経済学的アプローチが形成されてきた。ここで主として注目されたのは、環境問題に対する法規制がもたらす、経済的効果である。例えば、Lanjouw and Mody (1993) は、環境規制によって企業活動の費用の増加するものの、1 - 2年の時間差で環境技術の特許取得件数が増加していることを明らかにしている。同様に Jaffe and Palmer (1997) は、米国の製造業において環境規制による費用増加が、企業の研究開発活動にプラスの影響を与えていると結論付けている。これは、日本、西ドイツ、米国、スイスを対象とした詳細な事例研究の結果から、継続的に新製品開発や組織変革を行う能力を持った企業にとって、環境問題はイノベーション要因となることを示した、Porter and Linde (1995a / 1995b) の研究と併せて、Porter 仮説を事実として裏付ける、理論的基盤として受け入れられている。

もちろん、Palmer et al. (1995) や天谷 (2007) が指摘するように、Porter 仮説は経済学の議論に耐えうる理論ではない。しかし、Porter 仮説が事実と化すことで、企業に環境問題の CSR 論とは異なる新たな実践をもたらすことになった。例えば、環境問題への対処を謳い、技術開発に注力することで高付加価値商品を生み出す。このような環境問題への対処を施した新商品によって、環境問題への対処を消費者に迫ることが可能になる。すなわち、Porter 仮説の出現は、企業が一方的にその活動を規制される位置から脱出し、NPO / NGO との連携の下で被害者を消費者へと変える途を切り開いたのである (図 2)。

この環境問題の図式が変わる契機となったのが、1997年に締結された京都議定書¹¹である。この議定書の締結以後、環境問題とは DDT に代表される公害問題ではなく¹²、地球温暖化を意味することになり、その解決の糸口は二酸化炭素に代表される温室効果ガスの排出量削減となった。地球温暖化や生態系の破壊による、最終的な被害者が市民であることは、環境経営の CSR 論 / ステークホルダーアプローチが対象とした公害問題と変わらない。しかし、公害問題においては加害者が企業、被害者は市民と固定されるのに対して、地球温暖化と生態系の破壊は、二酸化炭素を排出する市民さえも加害者となる。すなわち、京都議定書の締結によって、企業は市民に対して自己規制 (温室効果ガスを抑制する製品の購買) を、社会的責任の名の下で求め得る立場を得たのである。

環境問題が公害から二酸化炭素排出へと転換したことを契機に、企業は Porter 仮説の下で、様々な戦略を想起し、実行していくことが可能になる。それは、単に環境問題に配慮

した高付加価値製品を開発するという素朴なモノではない。企業は、環境問題の名の下で高付加価値（すなわち利益率の高い製品）の購買を、消費者に迫るだけでなく、京都議定書の締結から、温室効果ガス削減の数値目標を掲げた政府に対して、環境対策製品に対する優遇税制を迫る機会すら獲得した。このように、環境問題が社会問題化していくなかで、新たに切り開かれていく企業の実践を捉えていくのが、「新たな環境経営」である。

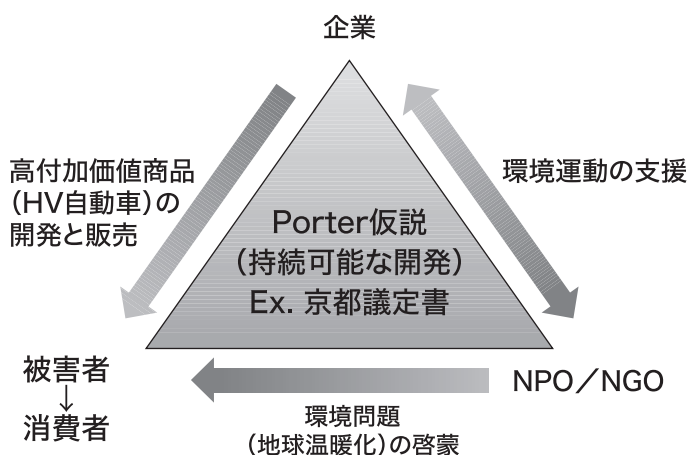


図2 Porter 仮説による企業の逆転

他方で、既に指摘しているように、Porter 仮説は Porter (1991) がエッセイとして提示したものに過ぎない。それゆえ、環境経営の経済学的アプローチでは、経済学的な理論的精緻化よりも、仮説でしかない Porter 仮説を成立せしめる法規制に着目することになる。

例えば天谷(2007)は、規制によって顕在化する技術革新の可能性の少ない成熟産業では、規制を強化して企業が研究開発費を増大しても大きな経験効果も働かず、競争優位を獲得できるような生産性や競争力の向上の可能性は見込めないとされている。しかし、例え継続的に改良や革新を行う能力を有する企業であっても、環境規制があくまで企業にとって適切なものでなければ、Porter 仮説は成立しないことが指摘されている (ex. 中村, 2008; Jaffe and Palmer, 1997)。つまり、環境規制が企業および消費者にとって適切にデザインされれば、その基準に対応するための費用の部分的あるいは全てを相殺する高付加価値商品の開発と販売が可能になる (井本, 2009)¹³。ここで重要なことは、Porter 仮説が、企業と政府、環境規制当局との戦略的な相互関係や、優遇措置、環境保護に対する消費者の需要といった企業を取り巻く様々な条件が複雑に絡み合って成立していることである。それ故、Palmer et al. (1995) は、各種政策が経済活動に与える影響を分析するのみならず、Porter 仮説を成立せしめる企業-政府間の合意形成に着目する必要性を指摘する。

ここで重要なことは、Porter 仮説の真偽を問うことではない。その仮説を成立せしめ、「持

「持続可能な開発」を実現するために、企業と政府当局が合意形成を図るプロセスそのものが、環境経営という現象であることに、環境経営の経済学的アプローチが自覚的である点である。それゆえ、環境経営の経済学的アプローチは、CSR論／ステークホルダーアプローチに似た、企業と政府当局の二者間の合意形成プロセスに着目したと考えられる。他方で、環境経営の経済学的アプローチは、法規制の制定に関わる企業—政府当局の二者間の関係として捉えつつも、消費者、NPO／NGOといった、法規制策定に関わる多様なステークホルダーとの関係を、殆ど考慮に入れていない。これは、Porter 仮説を実現する制約条件として法規制を位置づけ、適切な法規制の下で人々が、合理的経済人として最大利潤を求めて行動すれば、望まれる経済的成果を得られると考えているからである。しかしながら、合理的経済人を前提とするのであれば、企業と政府の間で合意形成のプロセスの必然性が薄くなる。そもそも、Porter 仮説が真であるのであれば（真でなくともそこから得られる効果を期待するのであれば）、企業の意向に関係なく、政府は Porter 仮説を実現に導く適切な法規制を実施すれば良い。その法規制を制約条件として、企業は利潤を最大化する戦略を想起し、実行していくはずだからである。

その意味で、環境経営の経済学的アプローチが、Porter 仮説の実現に企業—政府当局間の合意形成プロセスを重視するのは、企業の自由な営利活動が公益を損なうが故に政府による法規制が必要とされるという、環境経営の CSR 論／ステークホルダー論と同様の前提を置いていると考えられる。その結果、この研究領域で描かれる合意形成プロセスとは、営利を求める企業と、環境保護を目指す政府当局間の政治的闘争というよりは、Porter 仮説の実現に向けた、政府当局による適切な法規制の策定と、その法規制に適応的に行動し、経済的成果を得る企業の登場と成功といった、予定調和的なプロセスの記述と陥るという限界を抱えていると考えられる。

環境経営の経済学的アプローチは、環境問題を巡る法規制をイノベーションの源泉と見なすことで、企業を分析対象とした環境経営の領域を切り開いた。しかしながら、Porter 仮説が合理的経済人を前提とするが故に、そこで描かれる企業は制約条件である法規制に適応的に行動する存在となってしまう。しかしながら、2009年に我が国で実施されたエコカー減税の策定プロセスに、自動車業界からの要請が反映されてきたことを鑑みれば、企業が法規制へ適応的に行動するというよりは、政府当局とは異なる利害の下で政策決定に（まさにステークホルダーとして）関わっていると考えるのが自然である。このようなプロセスを捉えるためには、合理的経済人を前提としない、企業—政府当局間の合意形成プロセスを捉える分析視角が必要とされると考えられる。

4. おわりに：環境経営の制度派アプローチ

本論文ではここまで、環境経営のCSR論／ステークホルダー論および、環境経営の経済学的アプローチを概観していくなかで、これらの研究が企業、政府、行政、NPO／NGOといった主体間の関係によって環境経営という現象が形作られているという、分析視角を潜在的に有していることを明らかにしてきた。

しかし、これらの先行研究は十分に環境経営という現象を捉えているわけではない。

環境経営のCSR論／ステークホルダーアプローチ、環境経営の経済学的アプローチに共通する限界は、その記述が規範的／予定調和的であるが故に、現在の環境経営を構成する企業／NPO、政府といった主体の実践を捉えられていないことになる。先行研究の抱えるこのような限界は、それぞれの研究の理論的前提にあると考えられる。

環境経営のCSR論／ステークホルダーアプローチは、企業の自由な営利活動が環境問題を引き起こす（公益を損なう）ことを前提とした上で、資本主義社会において自由な企業の営利活動を抑制する根拠として、環境問題の「共有」のロジックを分析視角に求めた。2節で指摘しているように、この「共有」が前提に置かれることで、NPO／NGOが「存在範囲」を確立するために、どのようにステークホルダーを見出し、（協調的であれ敵対的であれ）関係を取り結ぶのかについて、その動機と行為を覆い隠し、環境問題の解決に向けて、必然的にNPO／NGOがステークホルダーとしての立場を得るという、規範的な記述に導かれてしまうのである。

他方で、環境経営の経済学的アプローチは、Porter仮説の真偽を問わず、その効果を得られる適切な法規制のあり方に着目することで、企業-政府間の合意形成プロセスを規範的に記述することから逃れ得た。しかし、環境経営の経済学的アプローチは、合理的経済人を前提に、Porter仮説を実現する制約条件として法規制を捉えるが故に、その法規制の策定プロセスは企業-政府間の政治的闘争というよりは、環境問題への対処を前提に企業と政府が最適の経済的成果を求めて合意に至るという、予定調和的な記述へと陥いる。

環境経営のCSR論／ステークホルダーアプローチ、環境経営の経済学的アプローチが萌芽的に指摘しているように、環境経営という現象が主体間の関係構築によって成立しているのであれば、その関係構築を規範的記述に導く「共有」のロジックや、予定調和に陥らせる「合理的経済人」という前提を退けた記述のあり方が求められる。

このような記述のあり方は、制度派組織論（ex. DiMaggio, 1988; DiMaggio and Powell, 1991）において先鋭的に議論されている。そこで本論文では最後に、2000年代に登場した制度派組織論に基づく環境経営に関する研究を紐解くことで、先行研究が抱えてきた理論的課題を解く途を模索していきたい。

まず、環境問題の「共有」に起因する限界を克服する方向性として注目されるのが、

Maguire and Hardy (2009) である。彼らは社会問題が言説的に構成される社会的事実(すなわち制度)であるとした上で、環境問題が社会問題として事実化していくプロセスを言説的に捉え、言説の転換に伴って生じる関係の変化として環境経営の成立を捉えた。具体的に彼らは、米国での殺虫剤 (DDT) の規制という制度変化を科学学術誌における言説の変化として捉える。彼らは、カーソン (1962) が『沈黙の春』を発表して以後、DDT に関する学術論文の議論が「農作物の生産性の向上」から「生態系への悪影響」へ、調査対象が「農作物の生産高」から「動植物への悪影響へ」と変化していったことを指摘する。このような科学雑誌における言説の変化は、最終的に農薬業界への FDA の介入による DDT の全面的使用禁止を招き、農薬会社が DDT を用いた農薬の生産を中止し、米国の農作物生産のあり方を変えたことを指摘する。

しかし Maguire らの研究は、生物学者であり、米国内務省魚類野生生物局の研究者であったカーソンが、何故、国策として「化学薬品による有害生物絶滅計画」を推進していた状況で『沈黙の春』を出版し、DDT の危険性と環境保護を訴えたのかについて不問に付す。その上で、「DDT の生態系に与える悪影響」が事実として成立することで、制度変化の要因として説明してしまう。結果、この Maguire らの研究は、『沈黙の春』に基づく科学的事実が、FDA と農薬会社を最適化された行動に導き、DDT の全面使用禁止に至ったように見えてしまう。これでは、「共有」のロジックが導く規範的な記述を克服できないだけでなく、合理的経済人を前提とすることで陥る予定調和的な記述を回避することが出来ない。

ここで必要とされるのは、環境問題という事実に対して、事業機会を見出し、戦略を想起し、その戦略を実現するために必要な資源を動員する、企業あるいは NPO / NGO の具体的な行為を捉え、規範的 / 予定調和的記述を回避しつつ記述しえることにある。これを先駆的に実践したのが、Lounsbury et al. (2004) による、米国のリサイクル運動に関する研究である。

彼らは、1970 年代に赤狩りで活動の場を失った左翼運動家が、『沈黙の春』の出版を機に環境保護運動に新たな舞台を見出したことを指摘する。共産主義を掲げ大企業を攻撃対象とする左翼運動家にとって、環境問題は身元を隠しながら活動する絶好の大義名分であった。そこで左翼運動家達は、環境保護活動家に転身する。転身した環境保護運動家達は、環境問題の啓蒙と平行して、地域住民によるリサイクル運動の展開を図った。彼らの狙いは、米国の各都市でリサイクル運動を推進することで、企業の営利活動 (消費活動) から自立した地域社会 (すなわち、米国に共産主義的な社会) を成立させることになった。

ところが、この活動に注目したのは、地域住民ではなく大学生であった。学生運動が盛んであった当時、大学生達は環境問題に注目し、リサイクル運動に活動の場を求めたのである。大学生が運動に参加することによって、リサイクル運動の場は地域社会からキャン

パスに移り、全国的なクリーンキャンパス運動として展開されることになる。また、活動の場が特定の地域から全国の大学に変わったことで、環境保護運動家達は全国の学生を組織し、リサイクル運動を展開するために NPO 法人を設立し、リサイクルの評価・認定機関としての役割を獲得していくことになる。この結果、クリーンキャンパス運動は全米に拡大し、大学内に専門部局が設置され、NPO から派遣されたスタッフが職員として雇用されるようになる。更には、当初の狙い通り、地方自治体からリサイクルの認定評価の依頼を受ける程に、NPO の活動は評価されることになった。

しかしながら、このようなリサイクル運動の急速な拡大は、NPO の予算・人員の不足という事態を招いた。意外なことに、ここで NPO に資金を寄附し、事務スタッフを派遣したのは大企業であった。大企業は、大きな顧客である大学や地方自治体にリサイクル運動が拡大していくなかで、リサイクル認証の獲得に新たな事業機会を見出していたのである。そこで、多額の資金を寄附し出資者として発言権を強めるだけでなく、事務スタッフを派遣することで実務面でのイニシアティブを握ることを狙った。その結果、営利企業として最初にリサイクル認証を得た企業は、この NPO を設立した環境保護活動家が社会悪として捉えていた、ゴミ焼却業メーカーとなってしまったのである。

Lounsbury らの研究は、環境経営の CSR 論／ステークホルダー論の観点から見た場合、NPO / NGO の活動が企業に乗っ取られ、本来目指すべき環境問題の解決に向けた企業の営利活動の規制に失敗した事例と見なされるかもしれない。しかし、NPO / NGO の存在範囲の確保という視点から捉えなおした場合、この NPO は企業という協力者を得たことで、社会の中で存続することができた。更には、リサイクル認証という権限を握っている限り、この NPO は企業の自由な営利活動を規制することができる。つまり、この NPO は、大企業と協調的関係を築くことで、社会の中で環境保護活動を継続する可能性を獲得したと言える。この意味で、環境経営の制度派アプローチは、「存在範囲」を鍵概念として見た場合のステークホルダーアプローチが、潜在的に目指す視座に立つと言えるだろう。

更には、Lounsbury (2003) の研究では、先行研究が陥った、規範的／予定調和的なプロセスの記述を退けることに成功している。その鍵となるのは、環境問題の共有や、合理的経済人を前提とするのではなく、環境問題という現実に対して、各主体がそれぞれに置かれた関係の下で事業機会を見出し、戦略を遂行するプロセスに注目することにある。実際、政府に追い詰められていた左翼運動家は、環境問題に環境保護活動家としての活動の場を見出し、大学生を協力者として巻き込むことでリサイクル運動を推進する NPO を設立した。そして、この NPO 組織の存在が、企業にリサイクル認証の獲得による環境保護ビジネスの展開という新たな事業機会を切り開き、NPO への出資と人員の派遣という戦略へと繋がった。最終的には、この NPO を舞台に行われた環境保護活動家と出資者たる企業との間の綱引きが、焼却炉メーカーのリサイクル認証取得へと繋がることになる。環

境問題に対して、それぞれに事業機会を見出し、戦略を遂行していくプロセスを捉えていくことが、規範的／予定調和にも陥らない記述を実現していく途であると考えられる。

これら環境経営の制度派アプローチは、制度派組織論の理論的関心の下で、1970年代の環境保護運動をフィールドに選んだ研究であることは否めない。それゆえ、環境経営を捉える十全な分析枠組みとして洗練されたものではない。それゆえ、存在範囲、ステークホルダー、主体間の合意形成といった鍵概念を制度派組織論の知見の下で整理し、より洗練された分析枠組みを構築していくことが、今後の課題であると考えられる。

注

- 1 Mitchell (1989) は、企業の社会的責任を 1920 年代の米国における企業の社会政策を原点としている。企業の社会政策は、のちに国家が放棄することになる社会的責任（年金制度、生命保険制度、公共施設の建設、医療・法律サービス等）に対して企業がその社会的課題、問題に取り組むものである。Mitchell (1989) は、この企業の社会政策を企業が持つ権力の正統化の試みととらえている。
- 2 地球サミットとは、1992 年ブラジルのリオデジャネイロで開かれた「国連環境開発会議 (UNCED: UN Conference on Environment and Development)」と 2002 年に南アフリカのヨハネスブルクで開かれた「持続可能な開発に関する世界サミット (WSSD: World Summit for Sustainable Development)」を指す。国際連合の主権によって開催された首脳レベルの会議であり、環境問題と開発をテーマとした国際連合の史上最大規模の会議である。
- 3 「持続可能な開発」は、環境と開発をお互いに反するものではなく共存し得るものとしてとらえ、将来世代のニーズを損なうことなく現在の世代のニーズを満たす環境保全を考慮した節度ある開発が重要であるという考えに基づいた概念である。1989 年に 21 世紀の地球環境の理想像を模索し、それを実現するための戦略策定を目的としたブルントラント委員会が、これを中心概念として展開したことで世界に広まることとなった。
- 4 このときに参加した環境保護団体としては、国際環境 NGO FoE が揚げられる。この NGO は、1971 年に国際的な環境保護のネットワークを作ることを目的に、欧州と米国の NGO により創設された。その後、発展途上国や旧共産圏からの参加で、先進国に偏らないネットワークという基本理念が確立した。
- 5 地球サミットで採択された、21 世紀に向けて持続可能な開発を実現するための世界の行動計画。詳しくは、(<http://www.erc.pref.fukui.jp/info/a21.html>) を参照のこと。
- 6 国際家族計画連盟。リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の分野で世界最大の NGO。世界の訳 150 カ国の加盟協会とともに約 180 カ国で活動を展開。6 万か所を越すサービス拠点で、世界の女性、男性、若者に保健医療サービスを提供し、支援している。
- 7 自動車の安全性向上のための投資を怠っていたことをはじめ、雇用や公害の防止など GM の社会的責任を幅広く問うキャンペーン GM が、消費者運動や CSR・社会的責任投資の議論が大いに盛り上がるきっかけとなった。特に株主の立場から企業に社会的責任を求める株主議決定権行使の流れが生まれた（加賀田，2006）。
- 8 企業評価基準の開発、調査、レーティング及び情報発信の中心的存在。草の根組織の育成、技

術的支援、企業表彰等の活動を展開。現在各国の提携同類団体と協力して Global Corporate Social Screen を策定中である。

- 9 人権問題を中心に企業の社会的責任を調査していた2つの宗教系調査団体を母体に、宗教上の教義では対立した団体が合併した NGO である。社会的責任投資運動全体の戦略策定や情報交換、啓蒙、ネットワークづくりが特色となっている。
- 10 社会的責任または環境問題に基づいた小ビジネスの支援することを目的とした NGO である。特に消費及び投資の力を利用しながら、人々がどのようにすればその影響力を行使できるのかについて教育し、社会的／環境的に責任ある行動をとっていない企業に関するボイコットや株主提案について情報を提供している。
- 11 1997年12月、地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された気候変動枠組み条約。先進国に対して温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値目標を各国に設定し、これを削減することを義務付けている。
- 12 日本における環境経営の CSR 論は、公害問題と結びつけられ形成されることになった。例えば小島（2009）は、企業の社会的責任の契機として1956年に熊本で起こった水俣病を挙げている。宇井（1971）が農薬会社である新日本窒素（現チッソ）が、農薬を生産する過程で発生する有機水銀を工場排水が原因であることを突き止めたことを契機に、公害として「水俣病」は知られることになった。これを契機に、企業は営利追求のみならず、公益に貢献を果たすという社会的責任が求められるようになり、環境経営の CSR 論が成立していくことになる（小島，2009，p68）
- 13 「ある製品を製造する際には、規制策定時における「最善の利用可能な技術（best available technology）」や「最善の利用可能な管理技術（best available control technology）」を法令遵守のための解決方法として規定するのではなく、製品や生産プロセス全体から発生する「結果（outcomes）」を規制し、その解決方法は企業の自由な創意工夫に任せるべきであるとしている。「結果」の規制を適切に運用し、制度を整備することで企業に継続的なイノベーションのための活動を支援し、規制の実施時期や実施内容を早期に公表することなどで規制に対応するためのイノベーションの準備期間を企業に与えることが、環境規制と企業の生産性を同時に両立させるための規制なのである（井本2009，pp.151-152）。

引用文献

- 天谷永（2007）「環境規制と競争戦略：「ポーター仮説」の再検討」『創価経営論集』Vol. 31, No.2, pp. 23-33.
- Bliss, Tamara (2002) "Citizen Advocacy Groups: Corporate friends or Foe?," In Andriof, Jorg, Sandra, Waddock, Bryan, Husted and Sandram S. Rahman (eds.) *Unfolding Stakeholder Thinking: Theory, Responsibility and Engagement*, Greenleaf Publishing, pp.251-65.
- Carson, Rachel L. (1962) *Silent Spring*, Greenwich, Conn : Fowcett. (青樹築一訳（2001）『沈黙の春改訂版』新潮社)
- DiMaggio, Paul, J. (1988) "Interest and Agency in Institutional Theory," In Lynne G.Zucker (ed.) *Institutional Patterns and Organizations Culture and Environment*, Ballinger Publishing Company, pp.3-21.
- DiMaggio, Paul, J. and Walter W. Powell (1991) "The Iron Cage Revisited; Institutional Isomorphism and Collective Rationality in Organizational fields," *American Sociological Review*, Vol.48, No.2, pp.147-160.
- Freeman, Edward, R. (1984) *Strategic Management, Pitman*, Vol.1, pp. 31-60.

- 平田光弘 (2003) 「コンプライアンス経営とはなにか」『東洋大学経営学部 経営論集』Vol.61, pp.113-127.
- 井本了 (2009) 「環境規制と経済成長の関係性に関するノート」『長岡大学地域研究センター年報 地域研究』Vol.9, pp.149-155.
- Jaffe, Adam, B. and Karen, Palmer. (1997) “Environmental Regulation and Innovation: Panel Data Study,” *The Review of Economics and Statistics*, Vol.79, No. 4, pp. 610-19.
- 加賀田和弘 (2007) 「環境問題と企業経営：その歴史的展開と経営戦略の観点から」『KGPS review : Kwansei Gakuin Policy Studies Review』Vol.8, No. 3, pp. 71-89.
- 小島大徳 (2009) 「社会的責任の基礎理論」『神奈川大学 国際経営論集』Vol.37, pp.67-83.
- 小山巖也 (2003) 「企業に対する社会的要請の形成プロセス」『関東学院大学「経済系」』Vol.215, pp.10-23.
- Lanjouw, Jean, O. and Ashoka, Mody (1993) “Innovation and International Diffusion of Environmental Responsive Technology,” *Research Policy*, Vol.25, No.4, pp. 549-571.
- Lounsbury, Michael, Marc, Ventresca and Paul, M, Hirsch (2003) “Social movements, field frames and industry emergence: a cultural-political perspective on US recycling”, *Socio-Economic Review*, Vol.1, pp.71-104.
- Maguire, Steve and Cynthia, Hardy (2009) “Discourse and Deinstitutionalization: The Decline of DDT” *Academy of Management Journal*, Vol.52, No.1, pp.148-178.
- 松下和夫 (2000) 『環境政治入門』平凡社新書.
- Mitchell, Neil J. (1989) , *The Generous Corporation: A political Analysis of Economic Power*, Yale University Press. (松野弘・小阪隆秀監訳 (2003) 『社会にやさしい企業』同文館)
- 中村吉明 (2008) 「環境規制はイノベーションを促進するか (ポーター仮説の検証)」『研究・技術計画学会年次学術大会講演要旨集』Vol. 23, pp. 330-333.
- Palmer, Karen, Oates, E. Wallace and Portney, R. Paul (1995) “Tightening Environmental Standard: The Benefit-Cost or the No-Cost Paradigm?” *Journal of Economic Perspectives*, Vol.9, No.4, pp. 119-132.
- Porter, Michael, E. (1990) “ The Competitive Advantage of Nations”, *Harvard Business Review*, Vol. 68, No. 2,pp. 73-93.
- Porter, Michael, E. (1991) “ America’s Green Strategy”, *Scientific American*, Vol. 264, No. 4, p. 96.
- Porter, Michael, E. and van der, C. Linde (1995a) “ Toward a New Conception of the Environmental-Competitiveness Relationship” *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 9, No. 4, pp. 97-118.
- Porter, Michael, E. and Van der, C. Linde (1995b) “Green and Competitive: Ending the Stalemate” *Harvard Business Review*, Vol. 73, No. 5, pp. 120-134.
- 高岡伸行 (1996) 「企業環境主義のメタ構造—企業環境行動の枠組みと射程—」『組織科学』 Vol.30, No.1, pp.54-67.
- 高岡伸行・谷口勇仁 (2003) 「ステイクホルダーモデルの脱構築」『日本経営学会誌』 Vol.9, pp.14-25.
- 宇井純 (1971) 『公害原論』亜紀書房.